

吉富町地域防災計画改定業務

特記仕様書

吉富町 未来まちづくり課

目 次

	頁
第 1 章 総則	1
第 1 条 目的	1
第 2 条 適用範囲	1
第 3 条 履行範囲	1
第 4 条 準拠する関係法令等	1
第 5 条 履行期間	2
第 6 条 提出書類	2
第 7 条 配置技術者	2
第 8 条 貸与資料	3
第 9 条 打合せ協議	3
第 10 条 守秘義務	3
第 11 条 疑義	3
第 12 条 検査	4
第 2 章 業務内容	4
第 13 条 計画準備	4
第 14 条 資料収集整理	4
第 15 条 地域防災計画改定	5
第 16 条 報告書作成	5
第 3 章 成果品	5
第 17 条 成果品	5

吉富町地域防災計画改定業務 特記仕様書

第1章 総 則

第1条 目的

近年、気候変動による風水害の頻発や東日本大震災、熊本地震、能登半島地震のような想定を超えた地震・津波災害等が発生している。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、災害対策基本法、水防法、土砂災害防止法等の法制度の改正が毎年のように行われており、これを受けて令和5年5月に国の防災基本計画の修正、令和6年3月に福岡県地域防災計画の修正が行われている。

本業務では、吉富町がとるべき防災対策、想定される様々な災害の被害や危険性について多様な視点で調査・検討を行い、災害対策基本法第42条に基づき、適切な事前対策の推進と災害対応力の高い組織体制の構築に資することを目的に、現行の吉富町地域防災計画改定及び南海トラフ地震防災対策推進計画作成を行うものとする。

第2条 適用範囲

本特記仕様書は吉富町（以下、「発注者」という）が実施する「吉富町地域防災計画改定業務」に適用する。

第3条 履行範囲

本業務の履行範囲は吉富町全域とする。

第4条 準拠する関係法令等

業務実施にあたっては、本特記仕様書による他、下記の関係法令等に準拠して実施するものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
- (2) 災害救助法（昭和22年法律第118号）
- (3) 水防法（昭和24年法律第193号）
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）
- (5) 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）
- (6) 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）
- (7) 避難情報に関するガイドライン（令和3年5月(令和4年6月更新) 内閣府 防災担当）

- (8) 福岡県地域防災計画
- (9) 吉富町地域防災計画
- (10) その他関係法令

第5条 履行期間

本業務の履行期間は下記の通りとする。

自 契約日の翌日から
至 令和 8年 3月19日(木)

第6条 提出書類

「受注者」は、本業務の着手及び完了に当たり、次に掲げる書類を「発注者」に提出しなければならない。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務計画書
- (3) 管理技術者届（経歴書及び直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる資料を添付）
- (4) 照査技術者届（経歴書及び直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる資料を添付）
- (5) 担当技術者届（経歴書及び直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる資料を添付）
- (6) 関係資格
 - ア 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001）
 - イ 品質管理マネジメントシステム（ISO9001）
 - ウ 環境マネジメントシステム（ISO14001）
 - エ 個人情報マネジメントシステム（PMS）
 - オ レジリエンス認証（BCMS）（内閣府の事業継続ガイドラインに基づく認証
- (5) 業務完了届
- (6) 成果物引渡申出書
- (7) 業務委託料請求書

第7条 配置技術者

「受注者」は、本業務の作業体制として、以下の要件を満たす技術者を配置することとし、配置する管理技術者・照査技術者・担当技術者は、すべて福岡県・大分県内に常駐可能であり、雇用期間3か月以上の直接雇用者から選任しなければならない。

- (1) 本業務を実施するにあたっては、管理技術者及び照査技術者（以下「技術者」という。）を定め、それらの氏名、資格、経歴概要等を、吉富町に報告すること。また、技術者を変更したときも同様とする。
- (2) 管理技術者は、本業務の計画を立案し管理統括を行うこと。本業務委託期間中において、業務着手時、中間打合せ時、業務完了時、その他吉富町が重要とする際には、

管理技術者が立ち会うこと。

管理技術者は、技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有し、かつ自治体における地域防災計画策定の実績、または南海トラフ地震防災対策推進計画作成の実績を有する者。

- (3) 照査技術者は、工程上の業務内容について確認するとともに、GISやハザード情報等の地理空間データを的確に取り扱い、本業務に利活用すること。

照査技術者は、技術士（建設部門）の資格を有し、かつ公益社団法人日本測量協会が認定する空間情報総括監理技術者の資格を有する者。注1

注1.管理技術者及び照査技術者の双方を兼ねることは出来ない。

第8条 貸与資料

- (1) 本業務委託に必要な資料のうち、吉富町が有する提供可能な図書及びその他の関係資料（以下「貸与資料」という。）を業務受託者に貸与する。それら貸与資料の貸与を受けるものは、業務完了後速やかに返還しなければならない。
- (2) 貸与資料について、その漏洩、滅失、毀損及び改ざん防止その他のデータの適正な管理のために必要な措置を講じること。
- (3) 貸与資料を吉富町の指示のある場合を除き、本契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- (4) 複製した資料は、作業終了後速やかに廃棄処分を行うこと。
- (5) 貸与資料の滅失、毀損若しくは改ざん又はコンピュータウイルス若しくは不正なアクセスによるシステムの破壊等その他仕様書に反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは速やかに吉富町に報告すること。
- (6) 本業務に従事する者は将来にわたりデータの内容を他人に知らしめ、又は不当な目的に利用させないこと。

第9条 打合せ協議

「受注者」は、業務に際し、その時期を失して手戻りのないように「発注者」との十分な打合せを行うものとする。打合せ協議は、業務着手時、中間時、完了時の計3回以上とし、それぞれ打合せ協議簿を作成し、「発注者」に提出するものとする。

なお、業務着手時、完了時には管理技術者が立ち会うものとする。

第10条 守秘義務

「受注者」は、本業務において知り得た情報について、他に漏洩または引用してはならない。

第11条 疑義

本業務履行期間中に疑義が生じた場合は、その都度担当職員と協議し、その指示に従う

ものとする。

第 12 条 検査

「受注者」は業務の遂行に当り、随時作業の進捗状況を「発注者」に報告するとともに、成果について、検査を受けなければならない。

第 2 章 業務内容

第 13 条 計画準備

本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を十分に把握したうえ、業務実施にあたっての技術的方針及びスケジュールを検討し、業務計画書を作成・立案する。

第 14 条 資料収集整理

本業務に必要な基礎資料として、県・町の地域防災計画、国や県が指定している災害危険区域データ、町の既往施策、各種既存マニュアル類、最新の組織体制・連絡系統、災害協定等の締結状況、要配慮者利用施設に関する情報、その他災害対応のガイドライン等、最新の防災に関する情報を収集し整理する。

第 15 条 地域防災計画改定

(1) 計画案の構成及び改定方針の検討

現行の地域防災計画に対して、収集した資料や最新の法制度及び県の地域防災計画を基に、計画案の構成及び改定方針を検討する。

なお、計画案の構成及び改定方針の検討に際して、次の事項に留意しながら、「発注者」との協議の上、決定するものとする。

- ① 災害対策基本法や国の防災基本計画及び県の地域防災計画等の修正内容を反映すること。
- ② 水防法第 15 条第 4 項、津波防災地域づくりに関する法律第 54 条、土砂災害防止法第 8 条第 4 項の規定に基づく要配慮者利用施設の名称及び所在地を整理し、計画内に明示すること。
- ③ 災害対策本部における各部・班の構成及び事務分掌は、最新の情報や知見を基に反映すること。
- ④ 「避難情報に関するガイドライン」に準拠した避難情報の発令基準を検討し反映すること。
- ⑤ 感染症の拡大防止を踏まえた避難所運営及び資機材等の整備について記載す

ること。

⑥南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」第5条第1項の規定に基づき、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されているため、南海トラフ地震防災対策推進計画を作成する事。

⑦ その他、「発注者」の意向に応じて改定事項を検討・反映すること。

(2) 地域防災計画（案）の作成

(1) の検討結果を踏まえ、地域防災計画の改定案を作成する。

なお、改定案は、「発注者」との協議の上、職員への見やすさ、使いやすさを考慮した構成になるよう留意する。

(3) 地域防災計画（案）の修正

地域防災計画（案）の作成結果について、庁内の関係各課や県及び関係機関に対して意見照会を行い、計画（案）の修正を行う。

(4) 防災会議の支援

防災会議で必要となる地域防災計画概要版、原案等を作成する。

また、会議において、事務局側として出席し、会議終了後に議事録を作成し、地域防災計画（案）の修正を行う。

第16条 報告書作成

本業務における検討・作成結果についてとりまとめた報告書を作成する。

第3章 成果品

第17条 成果品

本業務の成果品は次の通りとする。

- (1) 報告書（A4判カラー印刷ファイル綴じ、電子データ）2部
- (2) 地域防災計画・本編及び概要版（PDF・WORD等の電子データ）1式
- (3) その他「発注者」が必要と認めるもの

成果品の納入場所は、吉富町未来まちづくり課とする。